

【流行期の予防について】12月～2月頃

1. 生徒は手洗い，うがいの励行，マスクの常備(毎日持参)をする。
2. 毎朝登校前に自宅(寮)で検温をし，37.5 度以上の場合，37.5 度以下であっても咽頭痛，咳，鼻汁，鼻閉，熱感や悪寒，関節痛などの症状がある場合は登校を控え，医療機関を受診する。寮生は，医療機関受診前に寮医務室看護師に相談する。

【インフルエンザに罹患した場合】学校所定の出席停止証明書もしくは医師の診断書^{※1}が必要

※1 診断名，出席停止期間の記載が必要

1. 医療機関受診後，インフルエンザ罹患と判明した場合には直ちに学校事務室へ届け出る。寮生罹患の場合は，原則として，自宅療養とし，帰省の際は，保護者が同伴する。やむをえず，帰省療養できない特別な事情がある場合は，寮医務室と相談する。
2. 罹患者が出た学年は全員がマスクを着用し，教員の指示があるまで継続する。寮生は，寮内でもマスクを着用する。
3. 罹患者は，※1 出席停止扱いとなる。^{※1} 学校保健安全法第十九条「出席停止」による出席停止期間については，
 - ① 発症した後(発熱の翌日を 1 日目として)5 日を経過していること。
 - ② 更に，解熱した後 2 日(48 時間)を経過していること。
 - ③ 但し，病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めたときは，出席停止証明書(学校所定)に，感染の恐れがないことを認める医師の証明があれば，登校することは可能である。
4. 登校の際には必ず医師の出席停止証明書(学校所定)もしくは診断書を持参し、担任へ提出する。
やむをえず，当日に提出できない場合は，翌日担任へ提出する。
※出席停止証明書は，学校HPからダウンロードできる。

【学年閉鎖について】

1. 中学・高校の各学年で3割程度が罹患した場合，学年閉鎖とし，対象学年全員帰宅とする。また，感染拡大が懸念される場合は，校長判断で学年閉鎖することもある。
2. 学年閉鎖の際に，罹患していない寮生については帰省を原則とする。
3. 閉鎖期間は閉鎖発表日の翌日から 3 日間とし，詳細については学校HPに公表する。また，閉鎖中は極力外出を控える。

留意事項：閉鎖という事態が発生した場合，年間行事予定に重大な支障を来さない範囲で長期休暇中等に授業補償(補習)を行う。

【生徒の家族(生活を共にしている者)が罹患した場合】

1. 登校前に検温をし，熱，咽頭痛，咳，鼻汁，鼻閉，熱感や悪寒，関節痛などのインフルエンザの症状がない場合，必ずマスクを着用して登校し，学級担任に報告する。
2. 家庭では罹患者及び罹患者が疑われる家族との接触を避け，必ずマスクを着用する。寮生は，寮内でも必ずマスクを着用する。

【その他（留意事項）】

1. 保健所及び関係機関からの要請があれば，上記事項にかかわらず，要請に従う。
2. 以上は，社会情勢によって変更することがあるが，その際は，HPに掲載する。

※感染拡大防止のため学校医と相談の上， を改訂しました。